

特定社会保険労務士 高野 裕之

## TKN社 労 士 通 信

〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13

電話 : 03-6315-8830 FAX : 03-3795-9021  
e-mail : sharoushi-takano@support.email.ne.jp  
URL : <http://www.tkn-sr.jp/>未払い残業代請求を  
めぐる民事訴訟の状況◆社員・元社員が未払い残業代  
を請求！

最近、未払い残業代をめぐる民事訴訟に関する報道が相次いでなされています。いずれも社員や元社員が、未払いの残業代があるとして会社に対して請求を行っているものです。

◆「残業代請求権放棄」に関する  
文書

不動産会社の社員・元社員5人が、会社に対して未払い残業代などの支払いを岡山地裁に求めていた訴訟の弁論で、「会社が社員に残業代請求権を放棄させるように誘導していた」として、その手順などを示した内部文書を証拠として提出したそうです。

この文書は「未払い賃金確定手順」という名称で、会社が未払い残業代を支払うように是正勧告を受けた際、支払額確定のために作成したものだそうです。残業代が成果給に含まれ

ていることを社員に再認識させるよう上司に求め、成果給が多額の社員には「未払い賃金なし」で合意するように誘導し、そうでない場合は低額に抑えるよう指示をしていました。

社員側の弁護団では、「文書は労働基準監督署の是正勧告を愚ろうするものであり、誘導された確認書は無効である」と主張しているそうです。

◆「変形労働時間制」を理由に  
残業代未払い

飲食店で働いていた元アルバイト社員が、「1カ月単位の変形労働時間制を理由にして残業代が支払われなかったのは違法である」と主張して、働いていた会社を相手取り、未払い残業代などの支払いを東京地裁に求めていた訴訟の判決がありました。

東京地裁は、この男性の主張を認め、同社に対して時効分を除く約12万円の支払いを命じる判決を下しました。

同社では、変形労働時間制の採用を理由に1日8時間を超

えた分の残業代を一部しか支払っていなかったにもかかわらず、勤務シフト表は半月分しか作成していなかったそうで、東京地裁は、労働基準法の要件を満たしていないと判断しました。

## ◆リスクへの対応が必要

未払い残業代をめぐるのは、「企業における終身雇用体制の崩壊」や「残業代請求が認められることの認識の広がり」などから、企業が請求されるリスクは増大しているといえます。

企業としては、このような事態が生じないよう、日頃から十分な対策をとっておくことが必要になります。

厚労省策定の「専門26業務  
派遣適正化プラン」◆違法派遣に対する指導監督を  
強化

労働者派遣法は、ソフトウェア開発や通訳など専門性の高い26業務を除いて、派遣可能期間（原則は1年。最長で3年）の

制限を超えて継続して同一就業場所ごとの同一業務に派遣をしてはならないと定めています。

しかし、この派遣可能期間の上限を免れるために、契約上は「専門 26 業務」と称しつつ、実際には専門性のない業務を行わせている違法派遣が横行している状況があります。そこで厚生労働省は、今年 2 月に「専門 26 業務派遣適正化プラン」なるものを策定し、集中的に指導監督を実施すると発表しました。

#### ◆プランの具体的内容とは？

具体的には、平成 22 年 3 月～4 月の 2 カ月間に集中して次の (1) (2) を行い、さらに (3) を行うとのことです。

(1) 大手派遣会社を中心に調査を行い、違法派遣の適正化に向けた厳正な指導監督を行うこと

(2) 派遣会社や派遣先になりうる団体に出向いて適正な対応を要請すること

(3) 集中期間経過後も引き続き厳正な指導監督を行うこと

なかでも、一般事務とは区分されにくい「事務用機器操作 (5 号業務)」や「ファイリング (8 号業務)」については、その解釈について改めて示されていることから、特に重点的に指導がなされるようです。

#### ◆今後の労働者派遣についての動向

現在国会で審議中の改正労働者派遣法が成立すれば、さらなる規制強化が行われます。仕事があるときだけ働く「登録型派遣」は専門 26 業務を除いて禁止され、製造業務への派遣も原則として禁止されます。

このため、派遣社員について、期間従業員として直接雇用契約を結ぶなどの対応策を取り始めている企業もあるようですが、派遣社員に比べて柔軟な採用が難しいため、人数は絞られています。また、直接雇用による人件費負担増を見越して海外へ拠点を移転させる動きも見られます。

なお、今回の「専門 26 業務派遣適正化プラン」や「改正労働者派遣法案」は、派遣元・派遣先にとって厳しいものであることは間違いありませんが、働き手にとっても働く機会を奪われる可能性が大いにあるのではないかと指摘されています。

#### 5 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31 日

- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付  
[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出  
[社会保険事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

#### ■ 当事務所より一言

5 月 1 日付にて、紛争解決手続代理業務の付記が認められ、特定社会保険労務士としての登録が完了いたしました。これを機会に、ホームページも開設いたしました。<http://www.tkn-sr.jp>

今後は、積極的に個別労働関係紛争に掛かる案件を、取り扱っていく所存です。

労働問題は、こじれる前に解決する事が鉄則です。お気軽にご相談下さい。  
(高野 裕之)